資料5 海外における性能評価方法と体制・審査の状況

- 海外における第三者認証制度においては、国家機関である認定機関(認証機関を認定する組織)から認定を受けた認証機関が、評価行為と認証書の発行を行っている例も見られるところ。
- 民間機関が主体的に基準適合を確認するという点で、我が国の制度とは位置づけが異なる。

<例>EUにおける認証制度

<参考>日本における認定制度

安全性能基準

欧州指令(昇降機指令)

建築基準法施行令等

仕様規定

欧州規格(EN81)

建築基準法告示等

仕様規定への適合確認

手続:型式評価

権限者:認証機関の検査官が確認

手続:確認申請

権限者:主事等が確認

仕様規定以外の 適合確認

手続:個別評価(「同等安全性評価」)

権限者:認証機関の検査官が確認

手続:大臣認定

権限者:性能評価等を基に国交大臣が確認

現場の検査

手続:竣工検査

権限者:認証機関等が判断

手続:完了検査

権限者:主事等が判断

○ 海外と我が国との比較で議論すべき事項

- 各安全装置等に係る公的な工業規格(EN/JIS等)の制定状況
- ・ 基準適合審査に係る電気・機械分野等の専門家の人員体制
- 現場検査に係る検査員の人員体制